

【 1 】

氏 名 (国 籍) 陳 昭 徳 (中国)

学 位 の 種 類 法 学 博 士

学 位 記 番 号 博 甲 第 17 号

学 位 授 与 年 月 日 昭 和 54 年 2 月 15 日

学 位 授 与 の 要 件 学 位 規 則 第 5 条 第 1 項 該 当

審 査 研 究 科 社 会 科 学 研 究 科 法 学 専 攻

学 位 論 文 題 目 行 政 訴 訟 制 度 の 成 立 と 発 展
— 中 日 兩 制 度 の 比 較 法 的 考 察 —

主 査 筑 波 大 学 教 授 法 学 博 士 南 博 方

副 査 筑 波 大 学 教 授 法 学 博 士 荒 秀

副 査 筑 波 大 学 教 授 法 学 博 士 椿 寿 夫

論 文 の 要 旨

この論文は、中国及び日本の行政訴訟制度の歴史的及び比較法的考察を行ない、中国の現行制度のもつ不備、欠陥を指摘するとともに、将来における改革の方向を探ることを意図したものである。この論文の構成は三編に分かたれる。第一編は、「中国の行政訴訟制度」、第二編は、「日本の行政訴訟制度」に充てられ、第三編は、「中国の行政訴訟制度の問題点と改革の方向」について論じられる。

第1編においては、中国の行政訴訟制度の史的成立と発展及び現行制度の内容について述べられる。中国の行政訴訟制度は、1932年（民国21年）設置された。その発展過程は、およそ三つの時期、すなわち、民国成立前の時期、臨時約法下の時期及び国民政府成立後の時期に分けられ、この最後の時期において、訴願法、行政訴訟法及び行政法院組織法が制定され、ここに漸く行政訴訟制度の整備をみた。中国の現行制度は、明治憲法下の行政裁判制度に酷似している。すなわち、評事の独立性は不完全であり、訴願前置主義が妥当し、訴訟類型は抗告訴訟に限られ、書面審理及び職権審理主義が強く支配している。

第二編は、日本の行政訴訟制度の成立と発展及び現行制度の内容の記述に充てられる。日本では、明治初年以來、司法裁判所が行政事件の裁判を行ってきた（裁判一元主義）が、明治憲法の制定以後、司法とは別系統の行政裁判所を設置し、行政事件の裁判を行わしめることになった（裁判二元主義）。この行政裁判制度は、行政の自省ないし行政監督的色彩が強く、国民の権利救済制度としてはきわめて不備、不完全な制度であった。そこで、日本国憲法の制定とともに、根本的に改革され、司法裁判所が行政事件の裁判をすることになった。手続については、民訴応急措置法に続いて、

行政事件訴訟特例法が制定されたが、条文の数も少なく、解釈運用上の疑義が絶えなかった。そこで、昭和37年、行政事件訴訟の基本法として、現行の行政事件訴訟法が制定された。同法は、訴訟類型を明確化し、拡大したこと、訴願前置主義を原則として廃止するなど制度の整備充実を図ったが、現代における行政機能の拡大と訴訟の増加に伴い、しだいに現実との遊離が顕著となり、時代に対応しきれない欠陥を露呈してきている。

第三編は、中国の制度がもつ欠陥及び問題点を指摘し、その改革の方向を探ることを目的とする。その場合、日本法との比較法的考察の必要性が強調される。日本の制度は、英米型と大陸型との融合調和の上に成立したが、日本の制度のもつ欠陥を直視しつつ、日本の制度の目指す理想を追求することにより、中国の制度の改革の方向を提言している。改革を要すべき事項及びその方向として、第一に、三審制の採用、評事の資格の厳格化と独立性の保障、財稅法庭などの専門法庭の設置、第二に、訴願制度の統一化と改善、すなわち、訴願期間の統一延長、口頭主義、当事者主義の導入、執行停止制の整備、教示制度の導入、第三に、行政訴訟類型の拡大及び明確化、訴願前置主義の原則的撤廃、原告適格の拡大、口頭主義、弁論主義の導入、執行停止制の整備、公法上の仮命令の制度の導入など多くの改革案を提言している。

審 査 の 要 旨

行政訴訟制度の確立は、法治主義を手続的に担保するものとして、現代法治国における不可欠の原理である。違法な行政による侵害から国民の権利が守られるためには、公平な裁判所の存在と手続の公正性が要求される。のみならず、現代の社会国家においては、行政の作用は複雑多岐にわたり、高度に技術化、専門化してきているから、行政訴訟も、この行政機能の変化に対応しうるものでなければならない。この論文は、現行の中華民国の制度が裁判組織においても、現代における行政機能の変化にとうてい堪えうるものではないことを指摘し、その改革の必要を説き、改革の方向を探ろうとするものである。

この論文は、第一に、現行の制度を考察する場合に、その成立と発展の歴史的、社会的背景を重視し、丹念に検討を加えていること、とくに中華民国の現行制度のわが国における最初の、かつ唯一の紹介であることにおいて評価されるべきである。

第二に、中華民国の制度の改革の方向を探るにあたって、日本の制度との歴史・比較法的考察を行っているところに特色がある。日本の制度を検討する場合にも、その歴史的、社会的背景を見極めるとともに、現行制度のもつ長所のほか、改革を要すべき不備欠陥について正当な指摘を下していることが注目される。

第三に、中華民国の制度の改革を考えるにあたり、日本の制度の欠陥を除去するとともに、日本の制度の理想を追求しようとする態度が注目される。この論文が提案する改革の方向は、各国の行政訴訟制度の最近の動向に照らして、正しいものであると思われる。

以上、この論文は、中華民国の行政訴訟制度をはじめて日本に紹介し、日本の制度との歴史・比較法的考察により、中華民国の制度のもつ欠陥を指摘し、さらに、改革の方向について正当な示唆を与えたことにおいて、高く評価されるべきである。よって、著者は、法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認められる。